

委託契約仕様書

1 事業の名称

医療関係者と連携した健康づくり支援のための勧奨モデル実施事業

2 目的

市町保険者が行う保健事業をより効果的なものとするため、医療関係者との連携体制を整えることが必要であり、県内の課題について医療関係者等に情報提供を行っていくこととしている。

その一環として、電子レセプトの基準において選定した重複服薬対象者への服薬適正化勧奨及び多くの保険者で医療費の上位でありながら予防事業の実施が少ない骨折ハイリスク者への受診勧奨をモデル実施するとともに、その結果を踏まえて、医療関係者への情報提供及び、今後の県内の保健事業を検討することを目的とする。

3 業務内容

(1) 服薬適正化勧奨

受託者は、本事業のモデル保険者（以下「モデル市町」という。県内市町で被保険者数約 12,500 人規模を想定）から、対象者抽出に使用する関係データ（別記のとおり）の提供を受け、独自に開発したプログラムを用いてそのデータを分析し、以下の業務を実施する。

ア 対象者抽出を可能にするためのデータ加工

受託者は、モデル市町から提出されるデータファイルを統合し、欠損している値に関してはそれを埋めるなど、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

イ 対象者の抽出

抽出作業実施時点で最新の 4 か月間のレセプトデータにおいて、複数の異なる医療機関から処方された同一薬効(*1)かつ 1 回の処方日数が 14 日以上の内服薬(*2)の中から、処方期間が 4 日以上重複している内服薬の組合せに重複フラグを立てる。重複フラグが 1 つ以上ある者を、服薬を適正化する余地のある対象者として抽出する。

ウ 対象者からの除外

抽出対象とする期間中に一度でも入院している患者については、対象者から除外する。また、多胎児(*3)であることが疑われるものは、対象者から除外する。その他の除外者はモデル市町、受託者の協議の上、決定する。

エ 医師会及び薬剤師会への説明資料の作成支援

受託者は、県及びモデル市町が医師会及び薬剤師会へ事業説明を行う際の資料作成支援を行う。

オ 勧奨対象者の最終決定

イ及びウで抽出された勧奨対象者のうちからモデル市町との合意をもって、勧奨実施の対象者を決定する。

カ 勧奨業務

オで決定した対象者に対し、ソーシャルマーケティングの手法を活用し、薬剤の適正使用及びお薬手帳利用の促進に効果的な通知書の作成及び印刷、発送を行う。資材の形状は郵送可能なものとする

キ 保健指導対象者のリスト作成

イで抽出された対象者のうち、特に保健指導が必要だと考えられる対象者のリストを作成し、モデル市町に提供する。

(*1) 薬価基準収載医薬品コードにおいて薬効分類を指す頭4桁が同一であるものを同一薬効であると定義する。

(*2) 薬価基準収載医薬品コードにおいて、投与経路を指す5～7桁目が、内服薬を指す001～399であるものを内服薬と定義する。

(*3) レセプトに記載されている被保険者証番号、被保険者証記号、性別、生年月日は一致するが被保険者管理台帳に複数の個人番号が存在するもの。

(2) 骨折予防勧奨

受託者は、モデル市町から対象者抽出に使用する関係データの提供を受け、独自に開発したプログラムを用いてそのデータを分析し、以下の業務を実施する。

ア 対象者抽出を可能にするためのデータ加工

受託者は、モデル市町から提出されるデータファイルを統合し、欠損している値に関してはそれを埋めるなど、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

イ 対象者の抽出

関係データにおいて、レセプトの骨折歴、治療歴、性別、年齢などから二次骨折リスクの高い対象者として抽出する。

ウ 対象者からの除外

抽出対象とする期間中に一度でも入院している患者については、対象者から除外する。その他の除外者はモデル市町、受託者の協議の上、決定する。

エ 医師会及び薬剤師会への説明資料の作成支援

受託者は、県及びモデル市町が医師会及び薬剤師会へ事業説明を行う際の資料の作成支援を行う。

オ 勧奨対象者の最終決定

イ及びウで抽出された勧奨対象者のうちからモデル市町との合意をもって、勧奨実施の対象者を決定する。

(優先順位の高い対象者から、モデル市町の被保険者数の1%以内を勧奨対象者とする。)

カ 勧奨業務

オで決定した対象者に対し、ソーシャルマーケティングの手法を活用し、骨粗鬆症検査・治療の受診勧奨対象者の受診率向上に寄与する勧奨資材・メッセージを開発し、通知書の作成及び印刷、発送を行う。資材の形状は郵送可能なものとする。

キ 保健指導対象者のリスト作成

イで抽出された対象者のうち、特にリスクが高い等の理由で保健指導が必要だと考えられる対象者のリストを作成し、モデル市町に提供する。

(3) 勸奨結果の効果検証

勸奨後、受託者はモデル市町から結果報告に使用するデータ一式の提供を受け、そのデータを用いて、対象者の勸奨実施後の服薬状況（重複服薬等）及び骨粗鬆症治療状況を確認し、その状況を報告する。また、対象者について、(1)で抽出した対象者と、モデル市町が従前の方法でKDBシステム等を用いて抽出した勸奨対象者の違いについても検証し報告する。

4 実績報告

3(1)～(3)の業務の実施内容・結果について報告書にまとめ、令和7年3月末までに県に報告すること。なお報告に使用するデータ一式のほかに、情報が必要になった場合は、県及びモデル市町と協議すること。

5 実施時期

	実施内容	実施時期
3(1)(2)	データ提供	令和6年7月中旬
	対象者リストの提出	令和6年8月中旬
	受診勸奨通知送付	令和6年9月下旬
3(3)	効果検証用データ提供	令和7年2月中旬

6 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日までとする。

7 データ提供方法

- (1) データの提供方法は、原則として、モデル市町から受託者へLGWANを通じて提供するものとする。
- (2) (1)の運用ができない場合は、モデル市町が指定するセキュリティの担保されたファイル共有サービス又は追跡可能な配送サービス（レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）の利用により、モデル市町、受託者間でデータの授受を行う。
- (3) (1)(2)とも運用ができない場合は、県及びモデル市町が協議の上、個別に提供方法を定める。

8 その他留意事項

- (1) 上記5に記載の実施時期は目安であり、県と相談の上、実施時期を変更することができる。
- (2) 本業務で取得した個人情報は、委託期間終了後も、理由の如何を問わず、漏らしてはならない。
- (3) モデル市町とのやりとりは、セキュリティ、安全性に配慮して行うこと。
- (4) モデル市町から提供されたデータ等については、個人が識別できないよう加工した統計情報に限りこの契約の終了後においても、受託者の業務の改善、製品開発、新規事業等に利用（複製、複写、改変、第三者への提供を含む。）できるものとする。
- (5) 業務の一部を再委託する場合は、事前に県の承諾を得ること。また、契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。
- (6) 委託料について、単価で積算できる経費については、実績に伴う委託料の減額がありうる。

- (7) 本事業の実施にあたっては、厚生労働省の都道府県国保ヘルスアップ支援事業を財源として活用することを想定しているため、当該交付金の活用を前提とした企画を提案すること。
- (8) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器の準備、運搬等にかかる費用については全て委託料に含むこと。
- (9) 県が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処すること。
- (10) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、県と協議し、その指示に従うこと。

【別記】

3 (1) (2) ア～オ及び (3)	
<ul style="list-style-type: none"> ① 医科のレセプト電算コード情報ファイル (21_RECODEINFO_MED.CSV) ② DPC のレセプト電算コード情報ファイル (22_RECODEINFO_DPC.CSV) ③ 調剤のレセプト電算コード情報ファイル (24_RECODEINFO_PHA.CSV) ④ 特定健診結果情報 (FKAC167) 	<p>【対象者抽出用】 平成 31 年 4 月 ～令和 6 年 3 月 (約 5 年間)</p> <p>【検証用】 令和 6 年 7 月 ～令和 6 年 12 月 (6 ヶ月間)</p>
3 (1) (2) カ	
<ul style="list-style-type: none"> ① 被保険者管理台帳 (KDB 帳票 S26_006) または特定健診等被保険者データ (KD_IF015) ② 宛名印字用データ/ファイル形式: Excel, CSV ※文字コードは原則 Shift-JIS、フォントは MS 明朝とする。 ※個人識別番号(①の必須データに含まれる番号と同一のもの)、郵便番号、住所、住所方書、漢字氏名、カタカナ氏名が含まれること。 ③ 外字ファイル/ファイル形式: TTE, EUF ④ 宛名印字箇所レイアウト/ファイル形式: Excel ※宛名データのうち印字に使用する箇所を、乙の定める様式に従い提供するものとする。 	<p>平成 30 年度～令和 5 年度に一度でも資格を保有した人を含む最新分</p>